別添②

周南市例規集データベースシステム導入事業参考仕様書

１　全体的事項

概要	本仕様書は、周南市例規集データベースの検索、閲覧に加え、改正文、新旧対照表、公布文等の自動生成を可能とする周南市例規集データベースシステム(以下「本システム」という。)の最低限の機能について、仕様を定めたものである。
目的	本システムを導入することにより、例規の制定改廃を担当する職員の法務能力の向上、事務の効率化及び負担の軽減を図ることを目的とする。
システム形態	ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)又は庁内にサーバを設置する方式により構築する。
運用開始日	本システムの運用開始日は、平成２６年４月１日とする。
契約期間	本システムの契約期間は、契約締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、保守管理又は使用に関する部分は運用開始後からとする。
支払方法	この事業に係る全ての費用は、運用開始日以降、月ごとに支払うこととし、賃貸人から適法な請求書が到達してから３０日以内に支払うものとする。
運用時間	常時利用可能であること。(事前協議によるメンテナンス等の停止は除く。)

２　例規集データベース構築

例規集データの移行等	(1)　移行作業等の工程を提案書に記載すること。その際、運用開始日までに仮稼働期間をもうけること。 (2)　本システムの動作確認を行うこと。 (3)　本システムの導入は、本市の業務に支障の

	ないように行うものとし、本市所有の施設に損害を与えないこと。 (4)　本システムの導入方法の詳細は、契約時に協議すること。
データの著作権	著作権の帰属先を提案書に記載すること。
データベース化の対象	周南市例規集(平成２５年１０月１日時点約１６００件)及び運用開始までの制定改廃内容分までを対象とする。(例規集及び現行法令へのリンクを含む。)
例規集（紙媒体）の作成	例規集２０冊を作成し、年２回以上の更新を行うこと。なお、更新費用は定額とし本システムの保守管理料又は使用料に含むものとする。

３　例規集データベースシステム

例規集の更新・管理機能	(1)　データの更新は、月に１回以上更新され、常に最新の例規集を検索、閲覧できること。 (2)　データの編集及び更新は、ID、パスワードで権限の管理ができること。 (3)　参照用例規集の電子データによる複製ができること。
法制執務支援機能	(1)　改正箇所の入力で、改正文、新旧対照表、公布文等の自動生成機能を有していること。なお、出力されるデータはマイクロソフトWORDで編集作業が可能であり、その書式は本市の指定する書式での出力が可能であること。 (2)　新規制定、一部改正、全部改正、廃止の編集作業が可能であること。

	(3)　次の事項を提案書に記載すること。 ①編集作業における入力時の用語チェック、内容チェック、審査機能について ②その他編集作業の支援機能があればその事項について
要綱の管理機能	例規集(条例、規則、規程ほか)に加え、要綱についても同様に管理できるものとし、例規集との区別が可能であること。
庁内用の例規集の検索・閲覧機能	(1)　６　その他「運用方法」に示す本市標準クライアントＰＣから例規集の検索、閲覧が可能であること。 (2)　検索の方法(目次検索、５０音検索等)にどのようなものがあるか、詳細を提案書に記載すること。 (3)　例規本文の全体又は選択した条、項、号をマイクロソフトWORDで編集作業が可能なデータ形式により出力できること。
上位法令検索・閲覧機能	現行法令の検索・閲覧が可能であること。なお、現行法令の更新の費用は本システムの費用に含むものとする。
庁外公開用例規集の検索・閲覧機能	(1)　インターネット公開用として、例規の検索、閲覧が可能なデータの生成機能を有していること。 (2)　例規の検索機能は、目次検索及び５０音検索が可能であること。なお、これ以外に機能があれば提案書に記載のこと。 (3)　個別の例規データについて、インターネッ

	ト公開用データにするか否かの選択ができること。 (4)　庁外公開対象の例規データについて、標準的なWebブラウザで閲覧が可能であること。

4　保守等

教育体制	(1)　本システム導入後、契約期間中毎年度本市の担当職員に対して操作研修その他必要な研修を行うこと。 (2)　本システムの操作取扱説明書の日本語版を無償提供すること。本システムのバージョンアップに伴い内容に変更があった場合も同様とする。 (3)　その他教育体制の支援があれば提案書に記載すること。
保守体制	(1)　本システムの運用に必要な情報を随時提供し、運用の問い合わせ等に対しても迅速かつ適切な対応ができる体制を整備していること。なお、サポート体制を提案書に記載すること。 (2)　本システムのバージョンアップがあった場合は、随時、最新版を提供すること。なお、バージョンアップの費用は、原則、無料とすること。有料となる場合があれば、提案書に記載のこと。

5　法制執務に関する情報提供等の内容

相談窓口	法制執務上の相談窓口等の体制を提案書に記載のこと。

法令改廃時の情報提供	法令の改廃時の情報提供があれば、その内容及び法令の改廃時から提供までの日数を提案書に記載のこと。

6　その他

運用方法	以下に示す本市標準装備のクライアントＰＣ環境にて各種システム操作を行えること。 なお、本システムの運用に当たり、クライアントＰＣに別途必要となるソフトウェア等がある場合は、その内容を提案書に記載すること。 【周南市標準クライアントＰＣ環境】 OS：Windows7 Professional SP1（32bit版） プロセッサ: Intel Core i3-2100 3.10GHz 実装メモリ（RAM）：4GB ブラウザ：Internet Explorer 8 OAソフト：Microsoft Office 2010 Standard Edition ディスプレイ：Princeton製 PTFBDF-17
ハードウェアの構成	(1)　本システムを構成する機器の一覧を、提案書に記載すること。なお、機器選定に当たっては、本システムの運用において十分なストレージ容量、レスポンス性能を有する機器にて構成すること。 (2)　庁内設置方式の場合は、機器は周南市既設の１９インチラックに搭載するものとし、必要Ｕ数や消費電力等も提案書に記載すること。 ※　ＡＳＰと庁内設置の両方を提案する場合

	において、機器の構成が異なる場合は、それぞれについて記載すること。
システム可用性・信頼性対策等	以下のシステム可用性・信頼性対策等について提案書に記載すること。 (1)　災害・停電等対策（無停電電源装置、発電装置等） (2)　システム障害・ハードウェア障害対策（冗長化方式等） (3)　データ保護対策（データバックアップ・リストア方式等） (4)　情報セキュリティ対策（不正アクセス、ウイルス対策等） (5)　情報セキュリティ対策、個人情報保護の体制整備に係る公的認証を取得しているときは、その認定証の写し等を添付すること。 ※　ＡＳＰと庁内設置で対策が異なる項目については、それぞれについて記載すること。
導入実績	例規集データベースシステムの導入実績について、国又は地方公共団体（国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人等をいう。）の発注証明書（様式５）を提出すること。
疑義	本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、両者で協議の上、誠意を持って解決すること。